

改正

平成一八年 七月条例第三七号
平成二四年 三月三〇日条例第一四号
平成二四年十一月 一日条例第四四号
平成二五年 三月二九日条例第六号
平成二五年一〇月三十一日条例第三六号
平成二六年 三月二〇日条例第三号
平成二七年 七月一〇日条例第二五号
平成三〇年 三月二八日条例第一〇号
令和 二年 三月三〇日条例第一三号
令和 五年 三月三〇日条例第六号

江戸川区立障害者就労支援センター条例

題名改正〔平成一八年条例三七号〕

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区立障害者就労支援センター（以下「就労支援センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成一八年条例三七号〕

(設置)

第二条 働く意欲を有しながら、障害があることを理由に就労機会の限られている者（以下「障害者」という。）に対して、就労支援を行うことにより、障害者の一般就労の拡大を図り、もって社会的自立を促進するため、就労支援センターを次のとおり設置する。

名称

位置

江戸川区立障害者就労支援センター 江戸川区東小岩六丁目一五番二号

一部改正〔平成一八年条例三七号・二四年四四号・二五年三六号〕

(事業)

第三条 就労支援センターは、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条第十三項に規定する就労移行支援に関すること。

- 二 法第五条第十五項に規定する就労定着支援に関する事。
- 三 法第五条第十八項に規定する特定相談支援事業に関する事。
- 四 障害者の就労に係る相談及び就職準備支援に関する事。
- 五 障害者の就労に係る訓練に関する事。
- 六 障害者の就労の推進に係るネットワークの推進に関する事。
- 七 障害者の社会生活上必要な支援に関する事。
- 八 前各号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に関する事。

一部改正〔平成一八年条例三七号・二五年六号・二六年三号・三〇年一〇号・令和二年一三号〕

（利用できる者）

第四条 前条第一号及び第二号の事業を利用することができる者は、法第十九条第一項に規定する訓練等給付費の支給決定を受けた者とする。

- 2 前条第三号の事業を利用することができる者は、法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援給付費の支給決定を受けた者とする。
- 3 前条第四号及び第五号の事業を利用することができる者は、江戸川区の区域内に住所を有する者のうち、十五歳以上のものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

二 知的障害者

三 精神障害者

全部改正〔平成一八年条例三七号〕、一部改正〔平成二四年条例四四号・三〇年一〇号・令和二年一三号〕

（利用の手続等）

第五条 就労支援センターを利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 区長は、就労支援センターの利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしない。
 - 一 就労支援センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が定員に達したとき。
 - 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

三 その他管理上支障があるとき。

全部改正〔平成一八年条例三七号〕

(使用料)

第六条 第三条第一号及び第二号に規定する事業の利用者は、法第二十九条第三項第一号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を納めなければならない。

全部改正〔平成一八年条例三七号〕、一部改正〔平成二四年条例一四号・二五年六号・三〇年一〇号・令和五年六号〕

(使用料の納付)

第七条 前条に規定する使用料は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める期日までに納付しなければならない。

全部改正〔平成一八年条例三七号〕

(使用料の減額又は免除)

第七条の二 第六条に規定する使用料は、区長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一八年条例三七号〕、一部改正〔令和二年条例一三号〕

(使用料の不還付)

第七条の三 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

追加〔平成一八年条例三七号〕

(施設の変更等の禁止)

第八条 利用者は、就労支援センターの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

一部改正〔平成一八年条例三七号〕

(利用承認の取消し等)

第九条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就労支援センターの利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用目的又は利用条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

一部改正〔平成一八年条例三七号・二四年四四号・三〇年一〇号〕

(原状回復の義務)

第十条 利用者は、利用が終わったとき又は前条の規定により利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

一部改正〔平成一八年条例三七号〕

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

追加〔平成一八年条例三七号〕

(損害賠償)

第十二条 利用者は、施設及び備付器具を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一八年条例三七号・二四年一四号・三〇年一〇号〕

(開所時間等)

第十三条 就労支援センターの開所時間及び休業日は、規則で定める。

追加〔平成一八年条例三七号〕

(就労支援センターの管理)

第十四条 就労支援センターの管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

追加〔平成二七年条例二五号〕

(指定管理者が行う業務)

第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条に規定する事業の実施に関すること。
- 二 就労支援センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

追加〔平成二七年条例二五号〕、一部改正〔平成三〇年条例一〇号〕

(指定管理者の指定等)

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、

公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、就労支援センターの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成二七年条例二五号〕

(委任)

第十七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一八年条例三七号・二四年一四号・二七年二五号〕

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年五月一日から施行する。

(事前準備)

- 2 就労援助センターの利用申請その他利用のための必要な準備は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則 (平成一八年七月二〇日条例第三七号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

付 則 (平成二四年三月三〇日条例第一四号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則 (平成二四年十一月一日条例第四四号)

この条例は、平成二十四年十一月五日から施行する。

付 則 (平成二五年三月二九日条例第六号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則 (平成二五年一〇月三十一日条例第三六号)

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。(平成二五年十一月規則第六三号で、同二六年一月一日から施行)

付 則 (平成二六年三月二〇日条例第三号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則 (平成二七年七月一〇日条例第二五号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条を第十七条とし、第十三条の次に三条を加える改正規定（第十六条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成三〇年三月二八日条例第一〇号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（令和二年三月三〇日条例第一三号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

付 則（令和五年三月三〇日条例第六号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。